

## 1 参照通知文 5

「地域医療構想の進め方について」（関係部分 抜粋）

（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

1. 地域医療構想調整会議（本県では委員会）の進め方に  
イ.病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

（ア）全ての医療機関に関すること

都道府県は、病床機能報告の結果から、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求めること。

## 2 参照通知文 6

「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」（関係部分 抜粋）

（令和 3 年 3 月 8 日付け（愛知県）保健医療局長通知）

非稼働病棟を有する医療機関への方針

○ 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（下図参照）。

① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院

② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院

（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）

・ 国通知に基づく対応図

